

令和元年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和元年6月24日）

---

（午前10時00分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番能登直樹さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、谷議員ほかからの意見書案6件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日、欠席されますのは、下山議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 6月21日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、議席番号7番、女鹿聡さん。

一つ、高齢者支援対策について。

以上、1件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

1件でございます。

1件目、高齢者支援対策についてでございます。

高齢者割合が50%台になり、少子高齢化がとまらない状況ですが、高齢者の方々には、今後まだまだ元気に明るく当市で生活していただくために、できるだけ不安を持たせず、日々の生活を送ってもらうことが重要だと思います。

しかし、年金が減らされ、切り詰めた生活を送っている方々が多いのも事実だと思います。

そのため、今、行政が、その高齢者にいかに寄り添った施策を打ち出せるかが大きな役割と責任になっているのではないかと思います。

そこで、①認知症予防にも力を入れている当市において、認知症予備軍の掘り起こしや対策など、認知症対策として必要なことだと感じていると思います。

最近では、認知症の危険因子として、加齢による難聴の放置が最大の危険因子であると発表されました。

それに伴い、身体障害者手帳の対象とならない軽中等度難聴者の補聴器購入を助成する自治体がふえてきております。

認知症重度化をいかに防ぐかで、介護保険料などへの影響も大きく変わってきます。

当市においても、今後、身体障害者手帳の対象とならない軽中等度難聴者の補聴器購入の助成を行い、認知症重度化を進行させないために、未然に防ぐことが重要ではないかと考えますが、いかがか、お聞きしたいと思います。

②現在、当市の高齢者の移動手段として、自家用車、バス、タクシー、親戚、知人の車に乗り合いといった状況にあり、その中で、自分で車を運転している高齢者は当市には多いと思います。

最近、高齢者ドライバーの交通事故によるニュースが多くなり、心配をあおるような報道もしばしば見受けられます。

当市のような特筆すべき土地柄では、生活が不便になるために、運転免許証を返納できず、やむなく運転している高齢者が多いのではないかと思います。

最近では、東京都など、高齢者ドライバーが安全機能のついている車を購入した場合や、車に安全装置を設置した場合に費用面の援助を行うなど、高齢者ドライバーに対して、移動手段の確保や安心して運転できるような援助を行う自治体がふえ始めています。

当市においても、高齢者の移動の確保や移動の充実について、このような援助も必要ではないかと考えますが、いかがか、お聞きしたいと思います。

③高齢者福祉サービスとして、市独自で行っている外出支援サービスだが、要介護3から5の方が対象となっています。

最近では、要介護1、2の方々もサービスを利用したいとの意見を多く聞きます。

サービスの拡充をし、充実した内容が求められると思いますか、いかがか。

また、介護用品支給事業も任意事業として行っていますが、この事業対象者も要介護3から5の方を介護している家族になっています。

要介護1、2の対象家族も利用可能に拡充できないものか、伺いたいと思います。

④冬の生活の問題である暖房費（灯油代）について、前年度の冬も灯油高騰により福祉灯油助成を実施しましたが、近年、燃料費の高騰は、その時期に入ると必ずと言っていいほど値上がりし、家計を圧迫しています。

そこで、福祉灯油助成事業を制度化し、毎年度支給できる制度にすることが、高齢者世帯に少しでも冬の不安を緩和することにつながるのではないかと思うが、いかがか、聞きたいと思います。

以上、1件、4項目であります。よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私から、件名1の①、③、④につきまして御答弁申し上げます。

初めに、①の認知症予防に対する補聴器の関係でございます。

軽中等度の難聴者に対する認知症の発症予防策として、補聴器を使用する有効性は理解いたしますが、認知症の防御因子とされる発症予防としては、運動、口腔に係る機能の向上、栄養指導、社会交流、趣味活動など、日常生活における取り組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いことから、本市では、元気はつらつ教室、ケア会議、各種研修会、つどい事業などの予防事業を積極的に取り組んでいるところであります。

なお、厚生労働省において、補聴器への公的助成を検討されているとのことから、推移を注視してまいりますが、当面は各種予防事業を重点的に実施してまいります。

次に、③の高齢者福祉サービスとしての外出支援サービス及び介護用品支給事業についてでございます。

外出支援サービスは本年度から、介護用品支給事業につきましても昨年度に拡充したものであります。両事業とも、近年、見直しを行い、充実を図ったものでありますので、当面は事業の推移を見きわめたいと思います。

次に、④暖房費の関係の福祉灯油の関係でございます。

厳寒期における燃料経費が家計へ影響することにつきましては理解いたしますが、経常的に制度化する考えはありません。そのため、毎年の灯油価格の変動を見きわめながら、これまでと同様の対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 私のほうから、件名1の②について御答弁申し上げます。

高齢者の移動の確保や充実のため、安全機能のついた車の購入等に係る費用面での助成についてでございます。

赤歌警察署に確認しましたところ、市内では高齢ドライバーの運転操作ミスによる大きな交通事故は発生していないとのことですが、5月現在、市民の運転免許証所有者は1,772名、このうち65歳以上が614名、全体の35%を占めております。また、昨年1年間の事故発生件数の55件のうち、65歳以上の方が起こした事故が9件で、全体の16.4%を占めております。

御質問にあります安全機能のついた車の購入等に係る援助の件につきましては、東京都において急発進防止装置の取り付け費用に係る補助の実施に向け、検討を始められたとのことですが、全国的にはまだ一部の県や市で導入されている状況であり、補助対象年齢や補助額、対象とする安全運転支援装置の種類もさまざまであります。

本市におきましては、今後も増加が見込まれる高齢ドライバーの移動の確保はもとより、交

通安全対策の観点からも、引き続き各種情報収集に努めるとともに、制度内容に係る研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、補聴器のことでございます。今のところはほかの事業を重点的という答弁なのですが、これは補聴器の使用実態というのはどれぐらいというのは福祉課のほうでは把握されていますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 現在、直近での身体障害者手帳の交付状況でございますが、全体で289名というふうになっております。そのうち聴覚障がいの部分では25名、うち、補聴器を使用されている方につきましては、1級から3級、一部4級の方という方になっておりますので、大体十二、三名程度というふうに把握しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の質問の内容のことでちょっと聞きたいのですけれども、補聴器の購入に関して、障害者手帳を持っていない方々、こういった方々からの相談というのは今までありましたか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） ございません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな形で市のほうで介護予防の講座とか、そういうような出前講座とかで、いろいろな形で各町内会館を回ってもらったりとかしているのですけれども、こういったところでの、ここは介護の話がメインでやっているのだけれども、やっぱりこういったところに来てもらえる方々、高齢者が多分多いと思うので、こういった方々にもやっぱり難聴、聞きづらいとか、そういった話もしていく必要もあるのかなと思います。やっぱり聞こえない、聞こえづらくなってきて外に出なくなるから体力が落ちる、認知症になる確率が高くなるということなのですけれども、やっぱり介護を予防する、こういった方々を事前に予防するということでも、いろいろな形でそういった方々の声を聞くチャンスというのは多分あると思うので、そういったところで話を聞くということもチャンスなのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今ございましたように、出前講座とかで各町内にお邪魔することもございます。また、先ほど御答弁で申し上げたとおり、各種事業を行っておりますので、その中から聞くことについては非常に重要なことだというふうに思っております。

これまで耳に関するといいますか、聴覚に関する部分だけを特化してという形ではお話をしたことはないかなというふうに思います。全体的に健康に関することというようなことから、例えば耳のぐあい少し遠くなってきたと、加齢によって皆さんだんだんしてくるという部分もありますけれども、そういう中ではお話は多少あるかなと思っておりますけれども、制度化という部分の中では、あくまでも今、身障手帳交付者、対象者の中での事業ということでございます。多くの部分の中で、やはり聴力に関することだけではなくて、事前に予防するということは重要なことかなというふうに思っておりますので、その部分も含めながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 事前に予防することが大切なのですよ、やっぱり。事前に予防する手段として、やっぱり高齢者と一緒に住んでいる家族だとか、そういった方々にも多分いろいろ聞こえが悪くなってきているなというのは、変化は多分家族の中ではわかると思うのです。テレビのボリュームが大きくなったりだとか、こっちの話を何回も聞き返すだとか、そういったことが多分、そういった方々は出てきているのだと思います。そういったことを事前に防ぐために、やっぱり家族の方々にも話を聞くという場も多分必要になってくるし、そういう家族の方が市役所に来て相談をしてくれるという、そういった柔軟な対応ができる状況づくりというのにも必要なかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 市役所のほうなり町内での先ほどの出前講座などに出てきてくれる方は非常にありがたいなというふうに思っております。というのは、その中で把握ができるかなという部分でございます。現在の部分でいきますと、やはり歌志内的には、地域住民同士のつながりは非常に強いまちかなというふうに感じておりますけれども、だんだん希薄化になっているというのも事実ではないかなというふうに思っております。核家族化だったり孤立化、閉じこもるという傾向、これらの部分が健康感の部分での低下が高まるというふうに思っておりますので、魅力ある講座ですとか、そういう形の中で、閉じこもらないで出てきていただいて、ぜひとも認知症の部分での、外に出るということも非常に重要なこととなりますので、また、その中でいけば、面談等もできる、状況についても把握ができるのかなというふうに思っておりますので、それらがつながるような形での講座等の工夫をしてみたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり耳が聞こえなくなってくると、孤立してくる確率が高くなるという調査結果も出てきているのです。やっぱり人との会話がなかなかできなくなるから、外に出なくなるという状況も生まれて、さっき言ったように認知症になっていくということがデータとして出ているみたいです。

やっぱりお金がかかるのですよね。障害者手帳を持っている人は1割だとかということで、いろいろな形で支援されるのですけれども、やっぱり障害者手帳を持っていない人は、ほとんど自分のお金を出さないとだめだとなるのです。補聴器の金額にしても、本当に上から下まで、結構な金額の差があって、高いもの、両耳でつけると40万円ぐらいしたりだとか、やっぱりそういったところで二の足を踏んでいる方々というのは多分いっぱいいると思うのですよね。やっぱりそういうところの聞こえが悪くなってきている方々に対して、いかに寄り添った形で手を差し伸べられるかというのが多分重要ではないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 聴覚に関する認知症との絡みで言いますと、今、議員がおっしゃるように、例えば補聴器を使うということも、御答弁で申し上げたとおり、有効性はあるかなというふうに思っています。

基本的に我々が今重点的に取り組んでいるということについての認知症予防策としては、やはり運動、食事、社会的活動、この部分の大きく三つかなというふうに思っております。やはり事前に予防策をすることによって、今の言うなれば聴覚の問題についてもクリアができるという部分もあるのかなと思っておりますので、先ほどの御答弁の繰り返しになりますが、やは

り少しでも閉じこもらないで出ていただく、社会性の部分の中で、その活動から予防策をという形をしていくことが、まずは全ての部分においての健康長寿につながるのかなというふうに思っているところでございます。

もちろん補聴器が高額であるということについても御理解いたしますが、先ほど申し上げたとおり、6級の障がい者で補聴器をつけているという方は本当にごくまれでありまして、それ以下、70デシベル以下の、例えば中程度の部分でいくと、まだまだ補聴器は必要にはなっていない部分も多いかなというふうに思います。

重ねて申し上げますが、やはりいろいろな形の中で、出ていただいて、社会性を持っていただき、健康に暮らしていただけるということで予防ができるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 出てきてもらうことが重要ですよということは確かにわかるのですけれども、耳が聞こえなくなってくるから出ていきづらくなるということがあると思うのですよね。そのために補聴器が必要なのではないかという話なのですけれども、やっぱりそういったところの出てきてもらうためにはどうしたらいいのかということを考えないとだめだと思うし、そういう出てきづらい人がある、その人は何でなのかということの考えると、耳が聞こえづらから出ていきたくないとか、何回も話を聞き返さないとだめだとか、聞きづらから行けないだとか、多分、そういった方々もいると思うのですよね。そういった方々に対して、補聴器というのは有効手段であり、外に出ていってもらうための、社交的になるためのものとして有効なものだと思うのですよね。こういう方々を、どんどん補聴器で耳が聞こえるような状況、今までと変わらない生活をしてもらうために必要な補聴器をいろいろな形で助成しているところもあります。今、結構多くなってきています。やっぱりこういったことも、今やっていることをどういうふうにしていくかということも多分とても重要だと思うのですけれども、最終的には、やっぱり人に出てきてもらうための手段として、補聴器をつけてもらって、補聴器をつけてもらうのだったらちゃんとした助成をしますよということが必要なかなと思うのですけれども、同じ答弁になるかもしれないですけれども、もう1回答弁いただいてもいいですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 軽中等度の方に助成事業となりますと、単独という形の事業になるかなと。確かに議員のおっしゃるように、徐々にでありますけれども、助成事業を行っているまちもあります。また、多くは障がい児、子供さんに対して助成をしているところのほうが多いというふうに理解をしているところでございます。

確かに耳が聞こえづらくなったことによって、やはり会話が伴わなかったり、また、よく聞くお話でいきますと、どうしてもお話している内容が聞こえづらいことによって、お返事がしづらいということから、出向くのを控えるだとかということがあるのかなというふうに思っておりますけれども、そういう形でのコミュニケーションの部分がしづらくなることによって、出ることをためらうということにつながっているのかなというふうに思っておりますけれども、先ほどとあれですけれども、まだ制度的には軽中度者までの事業について、本市としては市民全体としての事業のほうに傾注してまいりたいというふうに考えておりまして、個としての部分については今後の検討課題にさせていただければというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな形で、多分、この話を広めていかないと、さっき相談がありませんという話、答えをしていましたけれども、相談していいものなのかどうなのか、迷って

いる人も多分いっぱいいると思うのですよね。高齢化率が50%になって、65歳からだんだん耳が聞こえなくなってきた。どうしたらいいのかな、買おうと思っても高いしなど思っている方々が多分いると思うので、いろいろな形で、広報なり何なりで、耳が聞こえづらくなってきていませんか、ぜひ保健福祉課に御相談くださいとかという、そういった形のPRの仕方というのですか、耳が聞こえづらくなってきている方々に対してのそういったことも考えていってもいいのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 重複する御答弁になるかもしれませんが、耳の部分でのそういう形でのお気持ちで出ることを控える、そのほかの理由によっても引きこもりがちな形で社会性の部分での希薄化になっている、例えば市民の方々がたくさんいるというふうに思っております。その方々全てを、やはり我々とすれば、1人でも多くの方々が出てきていただくという形をとりたいというふうに思っておりますので、その中に耳の部分についての問題も一つかなというふうに思っているところがございます。ぜひともたくさんの方、1人でも多くの方が社会的な活動に参加していただいたり、運動教室なりに参加していただくということで、認知症の予防につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろなケア会議だとか、各種研修会だとか、いろいろな形で、多分、場を持たれていると、さっき答弁もあったのですけれども、そういうところでも、いろいろな形で携わっている方々に話を聞いて、家族がこういうふうに思っているような感じだとかという話も聞く場が、市としては多分いっぱいあると思うので、やっぱりそういうところの話にいった際には、そういうことも、補聴器の提案だとか、そういうのもいろいろ多分していけるのかなと思うのですよね。そういうところでやっぱりつながりも出てくるし、そういった掘り起こしというのも多分できると思うので、ぜひこういった会議、そういったところでも話を聞いていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） ケア会議等の中でも、各事業所のケアマネさんとか、いろいろな方々も参加していただいておりますし、一般の団体の方々にも御参加いただいている内容のときもございます。これまで聴覚に関する部分での特化してという形では行っておりませんでしたけれども、その部分もテーマの一つとして、さまざまな角度から認知症予防対策の一つとして実行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ前進的なお話し合いをしていただいて、研究していただきたいと思っております。

続いて、二つ目の高齢者ドライバーに対するの援助なのですけれども、先日、本田議員も質問を同じような形でされておりました。聞きたいことは大体本田議員と重複するところもあるのですけれども、最後、さっきの答弁で、いろいろな形で研究を進めたいのだという話をしていたのですけれども、これはどういう形で研究会というのですか、そういうのを持って進めていこうかなとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） まずは国のほうの方針が示されておりますので、その内容についてしっかりととらえた上で、歌志内市にとって適当な部分についてどの部分があるのか、高齢

ドライバーを守るための取り組みとしてはこういった形が適切なのかということについて考えていきたいなど、研究していきたいなど思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな形で、いろいろな機関、警察だとか、いろいろな形で話し合いをして、今後、多分話が進んでいくのではないかなと思うのですよね。

これから総合計画見直しだとか、これからまた新しい後期の総合計画ができてくる中で、やっぱりこういった形の高齢者をいかに安全に運転してもらうか、そういったことも多分話し合ってもらって、まちの公共交通機関、交通ルールを守ってもらうだとか、そういったことも多分必要になってくるのかなと思うのですよね。やっぱりそういった形で、行政だけではなくて、いろいろなところから話ができる場所に集まってもらって、いろいろな意見を聞くということも多分今後必要になってくるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） やはり今おっしゃられますように、いろいろな年齢層の部分からの御意見が今後の対策に役立つのだろうなど、そんなふうに思っております。

ゼロ作戦本部の中に老ク連からも来ていただいている方もいらっしゃいますし、学校長会の会長さんも出てきていらっしゃいます。そういった方々の御意見をやはり多くいただきながら、今後の対策、総合計画の話も出てまいりましたけれども、そういった部分のほうに生かしてまいりたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな安全措置のついた車だとか、これからつける機械だとか装置だとかというのは、多分いろいろな形でこれから普及してきて、結構ついている車というのは、今、六十何車種ということで、多分かなりふえてきていますよね。それにしても、運転するのは高齢の方が運転したりだとかということになるのです。人間が運転するということになるので、やっぱり高齢者ドライバーの講習というのは、多分、今後かなり意味のあるものになってくるのかなと。今やられているのは、多分、筆記的な形の、認知の機能はどうかという形の、免許更新に当たるための、そういったことも多分今やられているのですけれども、最終的には高齢者が運転する車を、実際に走ってもらって、どういうふうな運転をしているのかというのを確かめないと、多分、事故というのはなくなってこないと思うのです。幾らいい機械、装置をつけても、運転するのは高齢者なので、そういった形で、高齢者の実地講習というのも、実習というのかな、こういうのをやる必要があるのかなと。そうすると、公安だとかいろいろなところで話をして、そういう場を持つということになってくると思うのですけれども、今後、そういうことも必要なのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） そのとおりかと思えます。

それで、先日も御答弁申し上げましたけれども、まず、シミュレーション体験ということで、7月の夏の交通安全運動期間中に、道警のほうのシミュレーションの装置を使って、雨天だとか夜間だとか、実際、急ブレーキ、そういった部分のシミュレーションの体験をしてもらうというのをまず考えているところをございまして、さらに実際に車に乗ってもらうという部分に関しましては、場所的なものもございますし、その辺について、赤歌警察署だとか、そういう関係機関と話し合いをしてまいりたいなどと思えます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ、シミュレーターといえ、多分、機械的なものだと思うのです。



やっぱりそういうのでなくて、実際、車を運転してもらって、どういう運転をしているかというのを多分見てもらわないと、本人もわからないだろうし、そういう運転が危険だったというのもわからないと思うので、やっぱり歌志内、今、社協になってしまいましたから、乗る場所がないので、砂川に行ったりだとか、そういったところの機関と、警察と一緒に話をして、バスで高齢者を連れて行って、そこで砂川の試験場で実地の講習をしてもらうだとか、そういったことも多分必要になってくるのかなと思うのですよね。やっぱりそういったことも考えていかないとダメかなと思うのですけれども、その辺、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） そういった事業がどういったところで行われているのかという部分の情報も収集してまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） あと、機械器具、装着する、車を購入するだとか、いろいろな形でふえてきていて、どこからどこまで助成するのだということも多分あると思うのですよね。そういうところもいろいろやり始めている市町村、都道府県、道はやっていないか、東京都だとか、そういったところを見ていただいて、いろいろな多分情報というのはもう既に入ってきていると思うので、いろいろな形で。そういった前進的な話を、今後、その研究会でどんどんして行って、市民一緒になって話を進めていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。自分たちの安全を守るという意味で、まちの安全、安心を守るという意味で、どうですか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 先ほども申し上げましたが、国において、そういう安全サポートのための車の普及促進とか、高齢者の関係についての方針が示されておりますので、これから都道府県といいますか市町村の中でもそういった議論がより多くされるのかなと、そんなふうに思いますので、そういった情報をしっかりと収集しまして、制度の必要性云々につきまして検討してまいりたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな形でいろいろなところから話を聞いていただいて、話を前進させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

三つ目です。要介護3から5の方が対象ということで、1、2をしていただけないかなという質問だったので、拡充したばかりなのでということで答弁をいただいたのですが、これは要介護1、2が外れている理由というのはどこにあるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） まず、既存事業がこれまでも3から5と、それから身障の重度の1種という部分で限られておりましたので、現行体制の部分の事業内容、対象者は変わらず、事業内容のほうを拡充したと、金額のほうですね、という形で行っておりました。ですから、軽度の方々はこれまでも対象の中に含めておりませんでしたので、重度の方々の部分の使える部分を多くしようということで取り組んだという形で御理解いただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 以前、似たような質問を、昨年かな、一般質問の中でさせてもらって、3から5の方々、外出支援サービスについて、これはなかなかちょっと利用する方たちが伸び

悩んでいて、苦慮しているのだという話をしているの、多分、今回、拡充したよという部分だと思うのですよね、利用金額かな。そういったところを話し合っていたら、やっぱりもう一つ踏み込んで、1、2の人たちのところにも光を照らしていただきたかったなというのが率直な思いなのですけれども、その辺、議論するときに、1、2の方々もしようという形の議論にはなつたかならなかつたか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 拡充するときに、要介護1から2、それから要支援まで含めた形の中で、対象者がどの程度いて、どの程度の額にすれば幾らぐらいの予算が必要か、これは検討いたしました。

ただ、今回はそのほかの、75歳以上での外出支援サービスのほうもありましたし、その関係等の部分の中で、今年度は同じく、昨年に見直していますから、障がい者、重介護度の方々については見直しておりましたので、据え置いたという形でございます。

今後、外出支援の部分の中の状況が全体的に見えてくると思いますので、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、答弁で、課長、いろいろな試算をして今回に至ったということなのですけれども、仮に要介護1、2の方に間口を広げたときに、予算がどれぐらいになっているのか、予算がどれぐらい必要なのかというのは、多分、さっきの答弁で出ていたと思うのですけれども、幾らぐらい必要だったのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 額を幾らにするかによって積算内容が違ってきますので、今の割合、今回、アップした割合を要介護1、2までいきますと、プラス200万円ぐらいの予算が必要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。また、人数等でも違ってまいりますので、また、先ほど言ったように、額によってもパターンによっては違ってくるという形になりますので、そういうことで御理解をいただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 200万円ぐらいで拡充できるのではないかなと、多分、前後あると思いますけれども、という答弁です。やっぱりさっきの補聴器と同じなのですけれども、軽度者、要介護1、2の方を軽度者と言っていいのか、ちょっとその辺、いろいろな形であると思うのですけれども、軽い方、要介護1、2の方を、そういった外に出てもらう支援を含めて、やっぱり重度化させないための取り組みというのは必要なかなと思うのですよね。やっぱりいろいろな形で多分話し合われたということなので、今後、前進的な、外出、違う形で6,000円、タクシー券をやったりだとかしているの、その状況も見てということなのですけれども、ぜひ前進的な議論を今後進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 先ほどの答弁の中で、私のほうでも、やはり閉じこもらないで出ていただくということが非常に重要だというふうに思っております。そのためにこの外出支援サービスというのものも一つというふうに考えております。

本年度、総合計画の見直しの年でございますので、今の部分も含め、また、一昨年から拡充した内容、今年度から取り入れた外出支援のタクシー利用、これらの部分を検証しながら、対応を考えたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 難聴者の方々、今回の要介護1、2の方々、こういった方々の重度化を防ぐという意味で、保険料だとか、いろいろな形で多分影響が出てくると思うのですけれども、その辺の認識はどういうふうに考えているか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 保険料との兼ね合いという認識というのは、具体的にどのような形なのでしょうか。申しわけございません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 介護保険料だとか、多分いろいろな形で、重度化すると変わってくると思うのですよね。その辺の兼ね合いというのはどういうふうに認識しているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） これからやはり2025年に向かったの団塊の世代で、多くの方々が高齢化になって、また、先ほどの問題での認知症の問題も非常に大きな問題だというふうに思っています。そのために、私はやはり予防という部分がまずは第一に重要だというふうに考えております。そのことによって、医療の関係にも当然つながってくる問題と思っておりますので、やはりさまざまな形の中で、福祉事業に参加していただき、また、町内等の中でも参加していただきながら、健康にお過ごしになっていただければ、医療のほうへの軽減もなるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そういったところ、やっぱり大きな問題、大きなウエートになってくる可能性もあるので、そういったところも含めて、いろいろな形で前進的な話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

四つ目の福祉灯油の件でございます。今までと同様に、状況を見きわめてやっていきたいという答弁だったのですけれども、昨年の12月に広報のほうに載っていた、支給しますよということ載っていたのですけれども、それは灯油の高騰で生活が大変になるのではないかなという多分認識を持って、助成しますよということなのですけれども、その辺の認識というのは合っているかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 昨年の秋から初冬、冬にかけてが、非常にずっと順次上がってきたというふうな状況でございました。実質は、厳寒期のところでは高止まりをしたというふうに昨年の場合は思っているところでございます。そのため、他市町では、検討はしたのですけれども、実際、12月議会の予算には計上しないで取りやめたところもあるというふうに聞いております。当市の場合は、その時点の中で、大体これまでも税込み100円のところがボーダーラインという形の中でこれまで実施しておりましたので、今年度の予算策定時ときには超えておりましたので、議会時ときには若干下がりましたが、そのまま皆様のために、高齢者世帯のためにということで、支給を決定し、議会のほうでお認めをいただいたというふうに理解しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 100円がラインで、今までやってきているのですけれども、やっぱり昔、ちょっとひと昔前までは灯油がリッター50円だとかという形で買えていて、それがかなり倍ぐらいの金額になってきていて、50円にこれからなるだろうと考えるのはかなり多分厳しい状況に、今の状況では考えられるかなと思うのですよね。下がっても、やっぱり85円だ

とか80円だとかということで、夏の場合はちょっと下がりますけれども、冬にめがけてどんどんどんどんまた上がってくるのですよね。やっぱり100円にならなくても、80円であっても90円であっても、冬、灯油をたかないと生死にかかわることになってくるので、やっぱり北海道においては灯油というのは必需品であって、生活をしていく上でかなり大切なものなので、そのボーダーラインを決めずに、やっぱり毎年できるだけ支給するという形をとってもらいたいというのが今回の質問の趣旨なのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 確かに冬季における灯油代、それから電気も含めてかなと思っておりますけれども、やはり家計への負担の部分については非常に大きな割合を占めるものかなというふうに思っています。

しかしながら、灯油価格というのは変動的なものがありまして、今、議員がおっしゃるように、今後、50円とかになるというふうには私も思っておりませんが、大体今、九十円台という形で推移をして、ここ数年の福祉灯油実施のときには、平成27年、平成25年も100円という形が大体ボーダーラインという形で当市は行っていたところでございます。

さまざまな形での高齢者への事業を行っておりますので、当市の場合については、私は全体的な部分の中から予算をつくり上げていきたいというふうに思っております。

先ほどの答弁と重複いたしますが、外出支援サービス、介護用品の支給事業など、その他高齢者にかかわる予算については、今年度、事業の総合計画での見直しがありますので、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな方々を交えて、市民一緒になって話をさせていただいて、議論していただきたいと。総合計画、今後策定される内容の中身を充実させていただきたいと思えます。

今回というか、12月の広報のほうに載っていた説明書きなのですけれども、その中で、生活保護世帯への支給は対象になりませんよということなのですけれども、これは生活保護世帯に支給する、しないというのは、各自治体で多分決められていると思うのですけれども、その辺、先日、プレミアム付商品券の中でもお話しさせてもらったのですけれども、生活保護世帯というのも灯油を使って生活しているわけで、こういった方々にもやっぱり支給するべきなのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 確かに福祉灯油の場合については、保護世帯、それから長期入院している方々などという形の部分が対象外という形になっています。額によっては、生活保護世帯でいけば、高額な場合での助成でいけば、収入認定をしていけばという形が伴ってくるという部分もございしますが、これまでもこの部分については扶助の中で生活費は見ておりますので、対象外という形をとらせていただいたということで、御理解をいただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 扶助ということで、冬季加算だとか、多分そういった形の面だと思うのですよね。ただ、この冬季加算も、生活保護費の見直しによってかなり下げられてきていると思うのですよ。そうすると、限られた扶助の中でやっていくのは、灯油が高騰している中でやっていくというのは、多分、生活保護世帯の方々というのはかなり大変なのではないかなと思うので、こういった方々に、やっぱり少しでもちゃんとした生活をしてもらうために必要な

のかなと思うのですけれども、この辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 昨年、見直しが行われまして、下がった方、それから、実際は上がった方も中にはいますし、世帯構成によっても差額の部分の差が違っているという状況がございます。対象事業がどういう事業かによって見きわめたいというふうに思っておりますけれども、当面、今までの、基礎となる部分についてはこれまでの事業実績の形の中から見きわめてまいりたいというふうに思っております。先ほども申し上げたとおり、生活保護世帯については、さまざまな扶助の部分の中で、生活扶助等の中で行われておりますので、ほかのまちにつきましても対象世帯から外しているというところがほとんどでございますので、これまでもそれにならって行っていたということで御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりましたとはなかなか言えない。いろいろな形で生活実態が大変だと、生活保護世帯だけではないのですけれども、灯油によっていろいろな形で、多分、一番最初に言ったように、生活費の圧迫につながってきているということでありますので、その辺も多分認識はされている、さっきの答弁で、安くなるとは思えないという話もされましたので、やっぱりその辺、誰でも使えるような制度化してもらって、毎年、間口を広げてもらって話を進めていただきたいと思います。

市長に、最後、お聞きしたいのですけれども、今回、四つお話しさせてもらいました。どれも予算のかかるお話で、今後、今までの質問の中でもありましたけれども、これからの総合計画にかなり突っ込んで話をしていっていただきたい内容が、今回、四つ出させていただきました。やっぱりいろいろな形で市民と一緒にこういった形の提案、困っている人たちの声というのを聞いてもらって、これからの総合計画に反映していただきたいと思うのですけれども、その辺は市長から一言お願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） いろいろと御質問、御提案をいただいたところでございます。

まず一つには、ほとんどが予算の増を伴う提案であるということで、今までこの事業はもう必要ないといって、減額するべきだといって提案いただいたというのは余り例がないのですね、それぞれの議員の方、そうなのですが、今御質問いただいた費用については、全部経常経費になっていく費用であります。

私ども、総合計画、総合戦略を立案するとき、必ず財源の裏づけを今回はつけますよという考え方を示しております。今後、市民委員会ですとか、あるいは議会のほうの委員会報告をしながら、いろいろ意見をいただきながら進めていくという考え方でございますけれども、ただ漠然と事業名を出すのではなくて、ハード、ソフトともに、これだけの財源の手当が必要なのだということを示しながら、年間の総予算というものに反映させていかなければならないのかなというふうに思っています。

その一つの理由は、来年以降、交付税の算定基礎となる内容の一つに、経常経費の率といいますか、予算に占める率、29年度決算で言いますと、歌志内は96.1%ということになっておりまして、非常に高くなってきていると。こういうものが交付税積算の数値として反映されてくるという、そういうことが一つあります。職員数ですとか、あるいは起債の残高、これは歌志内は90億円からあつたわけですけれども、現在、30億円台まで落としてきている。こういういい評価と、まずい評価と、このあたりはやっぱりバランスをとりながらやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

議員の最初の質問でございますけれども、高齢者の支援対策、難聴の問題、あるいはその後の自動車のブレーキの問題、これあたりは僕は標準装備になってくるのではないかというぐらいに思っておりまして、高齢者だけでなく、若い世代にも必要な装備になってくるのではないかと、非常に重要だということは自分もちょっと体験しておりまして、それは理解をします。また、高齢者講習などは、歌志内は赤歌さんと協力して実行しています、高齢者に向けて。

そんなこともありまして、総合計画の中で十分時間をかけて議論をさせていただきたい。そういう中で、どこまで市として取り上げていけるか。年間の歳入がどんどんどんどん減ってくる中で、サービスをどんどんふやしていくということになりますと、やはりいつも申し上げていますように、費用対効果、目的を達したものですとか、効果の認められないものというものをやはり廃止して、その財源をもって新しいサービスに向かっていくということも必要ではないかということも含めて、これから骨格ができてまいりましたら、改めて議会にも報告してまいりますので、今回だけではなくて、それ以外の考えもあれば、その中でまたお示ししていただければ、私どもそれを参考にして、新しい後期の総合計画の策定に入っていきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ前進的な話し合いをして、総合計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号3番山川裕正さん。

一つ、道の駅附帯施設の食堂及び売店の休止について。

一つ、用途廃止した施設等の草刈りについて。

以上2件について。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 初めての質問です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問いたします。

1点目、道の駅附帯施設の食堂及び売店の休止について。

道の駅附帯施設が休止され、現在、産業課職員が配置され、観光情報等を発信する場となっております。

食堂及び売店は、当面の間、休止するが、今後の施設活用については、庁内外の意見を参考に、早急に決定すると議員説明会に報告されております。

ことしのゴールデンウィークは10連休でした。歌志内道の駅にも連休中に多くの方が来られて、食堂、売店が休止されていることがっかりされたと聞いております。

道の駅に来る方の目的は、情報発信を求める方もおりますが、買い物、飲食が主であると思います。

また、市が道の駅を管理することは、建物光熱水費、窓口、受付の人件費等が市の負担とな

る一方、売店、食堂の売り上げがない状況が続きます。

今後の道の駅附帯施設の活用の考え方について伺います。

2点目、用途廃止した施設等の草刈りについて。

市道、サイクリングロード、用途廃止した学校、幼稚園、施設解体跡地の草刈りについては、土木費で作業員賃金があり、財産管理費等で草刈り等業務委託料を予算計上されております。

土木費の草刈り作業員の人数、作業区域及び財産管理費等で予算計上している草刈り業務委託料で行う場所等について伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから、1、道の駅附帯施設の食堂及び売店の休止についてということで御答弁申し上げます。

今後の道の駅の運営内容につきましては、休息機能や情報発信機能など、道の駅の目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域の振興に寄与しながら、道の駅附帯施設の付加価値として、市民の皆様にとっての利便性を求めるのか、観光客などの道の駅利用者にとっての利便性を求めるのかを、市民の皆様を初め多くの御意見を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、今月22、23日には、施設内の空きスペースを利用してミニ盆栽展を開催されるほか、今月下旬からは社会福祉法人による野菜の販売も予定されており、さらに、本市の観光大使であるたかはし裕二氏の絵画展を開催するよう調整しているところで、今後も訪れる方に喜ばれるようなイベントなどを開催したいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうからは、2番、用途廃止した施設等の草刈りについてを御答弁申し上げます。

土木費の草刈り作業の人数は現在2名で行っており、作業区域においては市道一部のほか、市道ウタシュナイ線である通称サイクリングロードを中心に、東光地区では、東光児童館裏の遊具周辺、本町地区ではメモリアルパークや歌志内公園など、歌神地区では梅の沢から道道沿いの山麓公園、神威地区ではかもい公園、中村地区では中村公園、文珠地区ではふれあい公園やつつじ台公園など、各種公園施設の草刈りを実施しており、このほか、一部市有地の草刈りも行っております。

また、財産管理費等で予算計上している草刈り委託料の予定箇所は、東光分譲地、旧りんりん館、旧まいたけ工場跡地及び旧誘致企業向け住宅の4カ所となっております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今、御答弁いただいた道の駅附帯施設の関係でございますが、答弁の中には、市民の皆様への利便性を求めるのか、あるいは観光客など、道の駅の利用者にとっての利便性を求めるのかということ、これに対して多くの意見を参考にという御答弁がありました。

昨年、議員説明会でいただいた資料の中では、平成28年度の道の駅利用者数は年間12万650人、29年度は12万1,020人ということで、年間12万人、簡単に月で割ると月1万人。ということは、これは当然今までも市外の方が道の駅にドライブがてら寄る、もしくはお盆の帰省のときに寄るということで、そういう方が多く利用していた施設であると思いま

す。そういう中で、もちろん市民の皆様の利便性を求めることも大事だと思いますけれども、現実的にこういう年間12万人という方の利用があるということからすると、やっぱり市外の方の利便性を求めるという方向に行くのが普通だと思いますが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 年間12万人という実績という数字でございますが、本年4月、5月、経過し、さらに今年度、10連休もございました。その中で、4月で見ると大体3,800人程度で、5月にいくと6,800人程度ということで、合計1万人ちょっとということでございます。また、その中で、お客様の声という部分でお聞きしますと、多少、レストランの話、売店の話、または漬け物の話ということで、いろいろされておりますが、そのたびに御説明もしております。ただ、この中の御利用者の方の人数の割合からすると、レストラン、例えば売店という部分のお話でも、例えばレストランであると、大体2%程度の方が、レストランないのですかと。また、お土産についても、やはり同じように2%程度なのかなというふうなことでは、一応は、この2カ月間だけですけれども、分析はしています。なので、今後においては、全てがそういうレストラン、売店というのをお求めになっている割合というのはそれほどでもないのかなというふうにも感じてはいます。

ただ、今後においては、昨日、一昨日、イベント等も行われておりますが、非常に好評でなかったのかなというふうには見て感じたところでもございます。なので、今後においても、そのような部分、いろいろ模索していくというのも考えなければならないのかなと思っておりますので、まだもう少しいろいろなことを試しながら、方向性というのを探っていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今、今後の状況を見ながらという御答弁がございました。

昨年まで指定管理者で道の駅を運営しておりましたエコノミービジネスネットワークから聞いた話では、お盆中の売り上げは1日30万円、ゴールデンウィーク中等は1日20万円程度の売り上げがあったということで話を聞いております。それが、現在はそういう営業収入等が一切なく、市職員、受付の賃金、それから、8月からは協力隊員が配置されるということで、それに加えて光熱水費の市の負担ということで、道の駅の附帯施設の予算を見ると、前年度予算よりも約400万円、389万6,000円でしたか、ふえています。それにプラス、これに加えて市職員の人件費が入ってくるということで、こういうふうに考えますと、経費ばかりかかって、一切売店等の営業収入がないという状況が続くと思います。その辺も考慮しながら、今後いろいろ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えいたします。

道の駅、基本的にはトイレであります。一般的に道の駅と言っているのは道の駅の附帯施設でありまして、これが市の経営しているというところで、今、金銭的なお話がありましたが、これまでも市のほうの負担はそれ相当の改修費用や何かが持ち出されているということでございます。そのほかに、3年間の間、300万円ずつ市のほうから手当をいたしました。今、お話を伺いますと、それ相当の利用者があって、それ相当の収入があったということでございますが、それでは経営ができないという、そういう申し出があって、今回、そういう方向に持っていかなざるを得なかったということでございます。利用者の大半はトイレです。

御指摘のありました、例えばレストラン業務等々でありますと、これは近くに保養施設の道の駅もあります。ほかのところの道の駅の附帯施設というものを、私も随分回ってきましたけ



れども、ほとんどが特産品の提供、あるいは地場製品の販売、こういうこと、いわゆる観光とあわせて皆さんに知らしめる、そして利用していただく、あるいは購入していただくという、そういう施設として大いに活用しているようでございます。

現在のところ、歌志内の場合は直営という格好に戻しましたが、市民が利用する、ものを販売するということだけだと、道の駅で果たしていいのか、附帯施設でいいのか、あるいは商店、スーパー、そういうもののほうが利用する皆さんにとっては好ましいのか、こういうあたりをいろいろと御意見をいただきながら、私ども最終的に判断をしていきたい。

今回、地域おこし協力隊員というのが、1人、今募集しております。近いうちに赴任されるのではないかと思います、この方の人件費というものは特別交付税で手当されるわけでありまして、歌志内としては一銭の負担もないという、そういう中で、限られた予算をやはり有効にこの施設を活用していくためにはどうあるべきかということ、今後、よく行政の中でも研究し、議会のほうからも意見をいただきながら方向性を見出していきたく、このように思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今の市長の答弁に、トイレの利用ということがございました。確かにトイレの利用をしながら、道の駅に入って買い物等を楽しむというのが一般的な利用ではないかと思えます。市長の今の答弁には、スーパーですとか、そういう業者のことも踏まえて検討していくという答弁でございましたので、なるべく今後、道の駅の利用者にとって利便性のあるものにしていただきたいと思います。とにかくお盆に来られる歌志内の帰省客とありますが、そういう方、お盆に来る方はやっぱり歌志内で買い物をしていくですとか、そういうことを楽しみに来られると思えますので、こういう方々のためにも、おもてなしの心で接するためにも、今の状況から進んだ道の駅の活用というものを願います。

2点目にいきます。

草刈りの問題でございますが、土木費の草刈り作業員の人数、現在2名ということで答弁ございましたが、昨年は何名でしたか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 予算上では3.5人ということで計上してございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 昨年、3.5人が、現在は2人ということで、1.5人、去年より少ない。となると、どうしても作業区域において、当面、できないところが出てくるのかなというふうに考えますが、その辺、どうですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） できないというところは、おかげさまで今のところは、ただ、回数は若干減少傾向、それから、押し気味という、スケジュールがどうしても後半になってしまうという現象が起きているところではございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 答弁に、市道の一部とあります。市道の一部ということは、市道でもしないところがあるというふうになりますか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） きのう、たまたまちよっとうちの町内のところを走行すると、あれ、

ここ、随分草が伸びているなど、ここって市道だよなと思ったところでございます。市道と言いましてもかなり道幅が狭いようなところになってきますけれども、市道というよりも、生活道路に近いような市道なのかなと思います。こういうところはこれからはするのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 現在のところ、今、この間、行っているところを中心に対応しております。新規の箇所においては、担当者が赴いて、ちょっと現場は確認はさせていただきますけれども、なかなか今の状況ではちょっと困難な状況かなと判断しているところであります。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 財産管理費で予算計上している場所等については、東光、旧りんりん館、またけ工場跡地、誘致企業向け住宅の4カ所ということでございます。例えば私の町内ではプールの跡地、幼稚園、また、旧文珠会館の草刈り等がございますが、これについての草刈りというのはどのようになりますか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 財産管理で行っている部分につきましては、先ほど言った4カ所でございますが、そのほかにも、今おっしゃいましたプールの跡地ですとか幼稚園、文珠会館、ここの部分につきましては、担当している所管が行うことになっておりまして、文珠会館につきましては財産管理のほうで行うことになっておりますが、今のところは、その部分につきましては手をつけておりません。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今のところ手をつけていないということは、これからやる予定があるということなのか、それとも、草の伸び方を見てということなのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） ちょっと全部行うということが基本的に難しい状況でございます。財産管理で行う市有地につきましては、管理する箇所が広域であることから、町内会や周辺の住民の皆さんに草刈りや清掃などの御協力をいただきながら、環境美化が成り立っているという部分がございます。所管としては、全ての市有地の草刈りをするということにつきましては、時間的にも費用的にも困難なことから、主に普通財産として売却、貸し付けをする物件を中心に、今のところは草刈り業務を委託しております。このため、可能な範囲で町内会や周辺住民の皆さんに協力をお願いしておりまして、今後もできる範囲で協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、費用の面につきましては、地域づくりの活動支援事業の補助金を活用して、従前よりも拡大をして、環境美化に協力をいただいている町内会もだんだんふえてきております。こちらを活用して、協力についてもいただきたいというふうに思っております。

また、この補助金につきましては、自走式の草刈りですとか、電気の草刈りを購入して、作業の負担を軽減して、それによって草刈りする面積をふやしたりしていただいているところもございますので、こういうところで協力していただきたいというふうに思っております。

文珠会館の部分につきましては、道路際のところにつきましては砂利を敷いておりますので、その部分につきましてはさほど支障がないのかなというふうに思っております。ただ、裏の部分につきましては、少し伸びておりますが、当面、今のところ草刈りをする予定について

はございません。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 私の町内で、旧幼稚園、プール跡地、これについての所管は、そうしたらどこになるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 旧幼稚園につきましては、現在のところ、教育委員会が管轄して対応しております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） プール跡地はどのようなのですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） プールの跡地につきましては、ちょっと内部の確認がされておられませんので、申しわけありませんが、ちょっと御答弁、ここでは控えさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） わかりました。

先ほど松井課長の地域活動支援事業ということは、私どものほうも、ちょっとこれを活用しながら、プール、幼稚園、しようかなというのは、一部役員の中でちょっと話し合っているとありますが、何せ地域づくり活動支援事業は限度額もございまして、やっぱりやる範囲が広範囲になってくると、ちょっとこの事業の中で総体的にやるというのはちょっと厳しいかなというふうにも考えております。

そこで、例えばこういう市有地の草刈りについて、町内会等が協力した場合、この地域づくり活動支援事業とは別に、例えば草刈りだけに特化して、何か補助的なものを考えていただけないかなと思います。質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 地域づくり活動支援事業の部分につきましては、ほかの町内会さんもそうなのですが、いきなりなかなか全部をすることではなくて、今やっている事業を少しずつ拡大して、なるべく持ち出しを少なく、そして市の限度額を使うということで、今回、限度額は10万円ですけれども、3分の2にしましたので、まずそこら辺からやっていただきたいというふうに思っております。

こういう支援とは別に特化した制度ということでございますが、こういう部分につきましては、ほかの市町村の状況とか、市の財政状況も考えながら、少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 町内会、自治会、どこも世帯数が減りまして、大変財政状況は厳しい状況にございます。この中で、地域づくり活動支援事業を使いながら草刈りということも当然考えておりますが、やっぱり町内会、自治会が草刈りをやるということは、市にとってかなり、市が発注するよりもかなり安くできると思いますので、その辺、ちょっと他市町村のそういう状況も調べていただいて、前向きな、そういう草刈りに関してはちょっと違うものも考えていただきたいと思います。

私の質問、以上で終わります。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さんの質問を打ち切ります。

## 意見書案第6号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第6号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ー登壇ー

意見書案第6号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

なお、本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2千7百72億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にすること。
3. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

と。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。

4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
5. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。
6. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止にむけ検討すること。
7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月24日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、地方創生規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣

---

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第7号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案第7号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・

拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） —登壇—

意見書案第7号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026年度までの改善予定数18,910人）として、2019年度分2,615人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数1,210人（うち小学校英語専科教員1,000人）、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数246人、計1,456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

17年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、17年12月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの

私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

#### 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月24日

北海道歌志内市議会

#### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生規制改革担当大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第8号から意見書案第9号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第8号から日程第7 意見書案第9号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第8号高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書（案）、意見書案第9号子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書(案)

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

こうした音を感じる細胞が少なくなっている状態のもとでも、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとはいえません。難聴の人の補聴器所有率が、日本では14.4%と、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%（日本補聴器工業会・テクノエイド協会『ジャパントラック2018』）などと比較して極端に低い数値です。この背景には、日本において補聴器の価格が、片耳当たり概ね3万円～20万円で、保険適用ではないため全額自費。身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、該当しない約9割は自費で購入している実態があるといわれています。

欧米ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていません。



政府の方針では、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めています。耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、そうした社会参加などへの大きな障害です。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、国においては、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月24日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書(案)

国民健康保険制度スタート当初、政府は、「無職者が加入」し、「保険料に事業主負担がない」国保を、保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」を必要としていました。

ところが、1984年の国保法改悪による定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を次々と後退させてきた結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、20.3%(2015年度)にまで下げられています。

国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化・高齢化・重症化が進むなかで、国民健康保険料(税)の高騰が続き、支払能力の限界を超えています。

国保の構造的な危機を打開するためには、全国知事会・市長会・町村会なども要望し続けている国保の定率国庫負担の増額、また、2014年に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。

国保料(税)が協会けんぽなどと比べて、著しく高くなる大きな要因には、国保にしかない「均等割」「平等割(世帯割)」という保険料(税)の算定方法にあります。とりわけ「均等割」は、“人間の頭数”に応じて課税される人頭税と違ってよく、子どもが多ければ多いほど、保険料が高くなる子育て支援にも逆行する算定方法です。

現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置が、部分的に廃止されるなど、国においては地方自治体の要望を受け止めていただいたところですが、引き続き、「医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じる」(全国知事会「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(社会保障関係)、平成30年7月27日)など、地方自治体の切実な要望を受け止めていただき、子育て支援の観点から国保料(税)の算定にかかわる子どもの均等割保険料の軽減措置を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月24日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

---

○議長（川野敏夫君） 意見書案第8号高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第10号から意見書案第11号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第10号から日程第9 意見書案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 一登壇一

意見書案第10号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）、意見書案第11号「給食費の無償化」を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月24日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

### 「給食費の無償化」を求める意見書(案)

貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切り下げや消費税の増税などが追い打ちをかけています。2014年の消費税増税時には、給食の質低下をまねかないよう給食費の値上げを実施した自治体もありました。今年10月に予定されている消費税増税がおこなわれれば、さらに、給食費の保護者負担が増えるおそれがあり、教育費の負担軽減をすすめようとする自治体を苦しめることにつながります。

全日本教職員組合(全教)のおこなった各自治体の給食費に関わる補助制度に関するアンケート調査や文科省の調査結果から、全額または半額以上の補助をする自治体が年を追うごとに増えていることが明らかになりました。しかし、財政力による自治体間格差が大きくなっている点も鮮明になっています。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきています。

地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことをふまえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。

よって、歌志内市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。  
国の責任で、給食費の無償化をおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月24日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

---

○議長（川野敏夫君） 意見書案第10号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号「給食費の無償化」を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第11号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

(午前11時43分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      能    登    直    樹

署名議員      女    鹿            聡